

船舶事故調査報告書

令和2年2月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和元年6月9日 06時20分ごろ
発生場所	兵庫県東播磨港南方沖 東播磨港別府東防波堤灯台から真方位158° 1.5海里付近 (概位 北緯34°40.4′ 東経134°50.9′)
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、錨泊中、浸水して転覆した。
事故調査の経過	令和元年6月13日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（長さ約2.8m）
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.2m
事故の経過	<p>本船は、操縦者が1人で乗り、釣りの目的で船尾から錨を投入し、錨索を船尾部に結んだところ、潮流に流され、付近に設置されていた漁具に錨索が引っ掛かり、錨索が緊張して船尾部が沈下し、ガンネル上縁から海水が浸入して転覆した。</p> <p>操縦者は、救命胴衣を着用していなかったが、本船から投げ出された後、近くに設置されていたタコ網のボンデンに掴まっていたところ、漁船に救助された。</p>
分析	本船は、船尾部から錨索をとって錨泊した際、錨索が緊張して船尾部が沈下し、ガンネル上縁から海水が浸入したことから、転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、船尾から錨索をとって錨泊した際、錨索が緊張して船尾部が沈下し、ガンネル上縁から海水が浸入したため、転覆したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミニボートは、乾舷が低いので、錨索は船首からとること。 ・ミニボートに乗船する際は、救命胴衣を着用すること。